⑤　法第41条第１項第４号の制動装置のうち緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置
⑥　法第41条第１項第14号の警音器その他の警報装置のうち車線逸脱警報装置
⑦　法第41条第１項第14号の警音器その他の警報装置のうち車両接近通報装置
⑧　法第41条第１項第14号の警音器その他の警報装置のうち側方衝突警報装置
⑨　法第41条第１項第20号の自動運行装置
⑵　公害防止その他の環境保全上の装置のうち法第41条第１項第12号のばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置

2.　用語

この技術基準に用いる用語の定義は、次の表によるものとする。

用語	定義
（略）	（略）
特定故障コード	故障コードのうち、当該故障コードのみで対象装置が第１節に規定する基準に適合しなくなると識別できるもの（1.⑴①から⑨までに掲げる装置にあっては、停車状態で行われる診断により記録されるものに限る。）

3.　（略）

4.　基準適合性の判定

独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用ＯＢＤの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。

装置の種類	不適合要件
1.⑴①から⑨までに掲げる装置	（略）
1.⑵に掲げる装置	（略）

別添131　圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準

1.　（略）

2.　用語

この技術基準中の用語の定義は次によるものとする。

2.1.　「国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器」とは、協定規則第134号の基準に適合するものとして認定された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。以下この別添において単に「自動車」という。）の燃料装置用として圧縮水素を充填するためのガス容器であって、単一の圧力室（圧縮水素の主容量を貯蔵するための耐圧部分をいう。）で構成されているもの又は連結部品（個々の圧力室及びガス容器附属品を連結するための容器の耐圧部分をいう。）により恒久的に連結された複数の圧力室で構成され、恒常的に同一の圧力を受ける

⑹　法第41条第１項第12号の発散防止装置
⑺　法第41条第１項第14号の警報装置のうち車両接近通報装置
⑻　法第41条第１項第20号の自動運行装置

2.　用語

この技術基準に用いる用語の定義は、次の表によるものとする。

用語	定義
（略）	（略）
特定故障コード	故障コードのうち、当該故障コードのみで対象装置が第１節に規定する基準に適合しなくなると識別できるもの（1.⑴から⑸まで、⑺及び⑻に掲げる装置にあっては、停車状態で行われる診断により記録されるものに限る。）

3.　（略）

4.　基準適合性の判定

独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用ＯＢＤの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。

装置の種類	不適合要件
1.⑴から⑸まで、⑺及び⑻に掲げる装置	（略）
1.⑹に掲げる装置	（略）

別添131　圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準

1.　（略）

2.　用語

この技術基準中の用語の定義は次によるものとする。

2.1.　「国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器」とは、協定規則第134号の基準に適合するものとして認定された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。以下この別添において単に「自動車」という。）の燃料装置用として圧縮水素を充填するためのガス容器であって、単一の圧力室（圧縮水素の主容量を貯蔵するための耐圧部分をいう。）で構成されているもの又は連結部品（個々の圧力室を連結するための容器の耐圧部分をいう。）により恒久的に連結された複数の圧力室で構成されているもの（以下「連結容器」という。）をいう。（当